

計画年度
令和2年度～令和12年度

獣医療を提供する体制の整備を図るための香川県計画

令和3年3月

香川県

目 次

はじめに	1
第 1 本県の獣医療をめぐる情勢	2
第 2 診療施設の内容と産業動物分野及び公務員分野における整備に関する目標	3
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
(1) 開設主体別の診療施設	
(2) 主要な治療診療機器等	
2 産業動物診療施設の整備に関する目標	
第 3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	5
第 4 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標	6
1 獣医師の就業状況の現状及び確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第 5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	9
第 6 診療上必要な技術の研修の実施及び獣医療に関する技術の向上に関する事項	10
第 7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	11

はじめに

令和2年5月、農林水産大臣は、獣医療法（平成4年法律46号）第10条に基づき、令和12年度を目標とする「獣医療を提供する体制を整備するための基本方針」を公表した。

香川県では、本県における獣医療の現状や課題に対応する体制の整備を推進することで、獣医療の確保と質の向上に寄与するため、第2期となる「獣医療を提供する体制の整備を図るための香川県計画」を、令和12年度を目標年度として策定することとする。

第1 本県の獣医療をめぐる情勢

本県の獣医療は、産業動物、犬・猫等の家庭で飼育される動物（以下「小動物」という。）の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に大きく貢献してきた。しかし、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられる。

食料の生産現場における産業動物分野、公務員分野の獣医療については、本県では、「香川県農業・農村基本計画」、「香川県食の安全・安心基本指針」等を踏まえ、適切な獣医療の提供等を通して、家畜の生産性向上や家畜伝染病の的確な防疫措置、消費者ニーズにあった畜産物の安定供給を図ることとしてきた。近年、本県においても畜産経営の飼養規模の拡大と集約化が進展する中、大規模な疾病発生が予想されることから、危機管理体制の強化が求められている。特に、令和2年には、本県で高病原性鳥インフルエンザが13事例連続で発生し、前例のない防疫対応が必要となり、地域経済に重大な影響を及ぼした。国内外では、豚熱の国内発生や、口蹄疫、アフリカ豚熱の東アジア地域での流行等、生産者は常に家畜伝染病の脅威にさらされており、飼養衛生管理基準遵守指導等の新たなニーズが生まれている。生産現場からは、経営の安定や生産性向上を図る観点から、画像診断やICTの活用等高度獣医療への期待が高まっている。

また、消費者の健康志向や薬剤耐性菌問題、アニマルウェルフェアへ配慮した畜産等への意識向上により、安全で良質な畜産物の安定供給に対する県民の関心は益々高まっており、産業動物診療や食品衛生に携わる獣医師の社会的役割も大きくなっている。

一方、近年、全国的に獣医学生の臨床志向や企業就職の増加傾向があり、地方の公務員分野等不足する分野への新規参入獣医師の確保が、喫緊の課題となっている。

次に、平成30年の県政世論調査では約36%の家庭で動物を飼養しているなど、県民生活でのペットの占める位置づけが大きくなるなか、小動物分野の獣医療については、高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入や、飼育者等に対する総合的保健衛生指導と適切な飼育管理を推進してきたところである。

引き続き、良質かつ適切な獣医療、特に高度医療や飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療を提供するため、いわゆるチーム獣医療の検討が必要となってきた。一方、薬剤耐性菌、人獣共通感染症対策の観点から飼育者の適切な飼養と飼育責任についての啓発が必要とされてきている。また、県民の動物愛護に対する意識向上に伴う、動物福祉の知識の普及も重要な課題である。

今後も本県の獣医療が、畜産業の発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上等に寄与していくため、獣医師の確保や獣医療関係施設の機能・業務の連携、獣医療に関する技術の向上など、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図る必要がある。

第2 診療施設の内容と産業動物分野及び公務員分野における整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 開設主体別の診療施設

本県に届け出られた診療施設数は114か所である。そのうち産業動物診療施設は31か所で、開設主体別では、香川県4か所、香川県農業共済組合（以下「農業共済組合」）5か所、農業協同組合1か所、民間の法人個人等21か所である。このうち12か所は往診のみである。小動物診療施設は、県及び市が7か所、民間の法人個人等が76か所を開設している。

表1 各地域における動物診療施設の開設状況

地域	産業動物診療							小動物診療				
	診療施設数合計	県家保	農業共済組合	農業協同組合	法人等団体	医薬品関係、飼料会社等	個人開業施設	診療施設合計	県保所等	高松市保健所	法人開業施設	個人開業施設
東部	18	2	3	0	3	2 (2)	8 (4)	49	4	1	24	20
西部	13	2	2	1	0	3 (1)	5 (5)	34	2	—	13 (1)	19 (2)
計	31	4	5	1	3	5 (3)	13 (8)	83	6	1	37	39

() 内：往診のみの施設数、単位：か所

本県では、乳用及び肉用牛の農業共済加入率はほぼ100%で、農業共済組合は、県下全域を診療地域としているため、大動物診療は主に農業共済組合が担っている。中小家畜については、農業共済に加入している一部の豚を除き、豚の大部分と採卵鶏及びブロイラーの診療や管理指導は、民間会社または個人の診療施設が担っている。

(2) 主要な診療診断機器等

整備されている主な診療診断機器は、大動物診療施設については、病性鑑定施設がある東部家畜保健衛生所を主とする家畜保健衛生所に、検体成分分析装置である血液生化学分析装置、高速液体クロマトグラフィー、分光光度計、マイクロプレートリーダー等や、DNA診断装置であるリアルタイムPCR装置を含むPCR装置、受精卵移植関係のプログラムフリーザーなどがある。また、新たにバイオハザード対策用キャビネットを3台整備し、高病原性鳥インフルエンザウイルス等のバ

イオセキュリティレベルの高い病原体を扱えるBSL2の検査室を3室に増やし、検査体制を強化している。農業共済組合では、画像診断に用いる超音波診断装置を9台整備している。

小動物診療施設については、近年CTやMRI等の高度な画像診断設備を保有する施設が出てきた。また、血液生化学分析装置のみならず、院内にマイクロプレートリーダーやPCR装置を整備する施設もあり、高度獣医療へのニーズに対応するため、より迅速で精密な検査結果が求められてきている。

表2 各地域における施設及び機器の整備状況

地域	対象動物	開設主体	施設の整備状況				機器の整備状況													
			検査室	BSL2以上	手術室	解剖室	エックス線装置	CT	MRI	超音波診断装置	心電音計	内視鏡	ガス麻酔器	レーザー装置	プレートリーダー	分光光度計	血液生化学分析装置	自動血球計算装置	PCR	
東部	産業動物	県(家保等)	7	3		2									2	1	1	1	6	
		農業共済組合	2		3					5										
	小動物	県(保健所等)	4		1	1				1								1		
		その他法人(小動物)	8		10	1	9	1	1	11	13	8	16	4	2	2	11	10	1	
		個人開業施設(小動物)	6		7		7			6	6	2	6	2		1	6	6	1	
西部	産業動物	県(家保等)	2			2									1					
		農業共済組合	2		2					4								1		
	小動物	県(保健所等)	2																	
		その他法人(小動物)	5		7	1	6	1		6	4	3	8	3			6	5		
		個人開業施設(小動物)	9		9		9			10	6	1	9	1	1		9	7	1	
計	産業動物	13	3	5	4	0	0	0	9	0	0	0	0	3	1	1	1	6		
	小動物	34	0	34	3	31	2	1	34	29	14	39	10	3	3	33	28	3		

※民間小動物診療施設回答数31施設（令和2年12月畜産課調べ）

単位：か所、台

2 産業動物診療施設の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所においては、畜産経営の飼養規模の拡大に伴う家畜の集団管理に対応する飼養衛生管理基準の遵守指導や、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防とまん延防止に即時対応するため、疾病診断の迅速化と強化を図る必要がある。また、平成31年に改正家畜保健衛生所法が施行され、国際獣疫事務局による獣医組織能力評価やEUへの輸出解禁等の国際協議のため疾病診断精度の高位平準化が求められており、家畜保健衛生所における検査の精度管理が義務付けられた。

これらのことから、施設については病原体管理関連の法令及びガイドラインを遵守し、精度管理を適正に実施するため、計画的な補修や改修を実施することとする。また、異常家畜の病性鑑定及び疾病サーベイランス機能の充実のために、必要な機器等を、計画的に更新し、整備することとする。なお、これらで得られたデータは、産業動物獣医師の診療等のために積極的に活用する。

(2) 農業共済組合や個人の開業診療施設等が行う、家畜疾病の診断・診療技術の向上等のための診療施設等の整備にあたっては、診療施設整備計画※1に基づく長期低利の融資制度の活用を支援する。また、家畜飼養頭羽数※2、や家畜疾病の発生状況等を踏まえ過剰な投資とならないよう、助言・支援を行う。特に大動物診療を担う農業共済組合家畜診療所は現状の5か所を維持する。

※1 診療施設整備計画

(獣医療法第14条) 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

※2 家畜の飼養頭羽数予測

家畜の種類	現在 令和2年	予測(目標) 令和12年	
乳用牛	5,019	4,700	単位 : 頭、羽
肉用牛	21,338	21,200	令和2年 : 令和2年2月定期報告
豚	37,402	40,000	令和12年
採卵鶏	5,908,568	5,500,000	牛 : 香川県酪農及び肉用牛生産の近代化計画書より
ブロイラー	2,203,598	2,400,000	豚・鶏 : 畜産課独自調査より

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

(1) 本県における獣医療を提供する体制を整備が必要な地域を検討するための地域区分は、現在の家畜保健衛生所の所管区分（東部、西部）とする。農業共済組合の

家畜診療所の所管区分（東部、中央、小豆、中部、三豊）との関係は次表のとおりである。社会情勢の変化等により、新たに地域区分を設定する必要がある場合には、地域獣医療の公益性・公平性が保たれるよう、家畜飼養頭羽数や地域社会のニーズ等を考慮し、見直しを行う。

- (2) 本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域は、いずれの地域においても、診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要があることから県下全域を指定することとする。

表3 獣医療を提供する体制を整備する地域を検討するための地域区分

所管する地域区分		市 町
家畜保健衛生所	農業共済組合	
東 部	東 部	さぬき市、東かがわ市
	中 央	高松市、三木町、直島町
	小豆支所	土庄町、小豆島町
西 部	中 部	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、 琴平町、多度津町、まんのう町、（高松市国分寺町※）
	三 豊	観音寺市、三豊市

※ 高松市国分寺町は、農業共済組合では中部家畜診療所の所管である。

第4 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の就業状況の現状及び確保目標

- (1) 主に産業動物診療に従事する獣医師は、31名（農業共済組合の獣医師22名、農業協同組合等その他団体の獣医師4名、個人で産業動物診療施設を開設している民間獣医師5名）である。そのほかに、予防接種等の自衛防疫^{※3}を担う指定獣医師として4名が従事している。
- (2) 公務員分野の獣医師は、県87名（農政水産部45名、健康福祉部（一部環境森林部）42名）、高松市20名である。県職員のうち、63名を家畜防疫員に任命している。また、平成31年3月、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、県と高松市と共同で「さぬき動物愛護センターしっぽの森」が開設され、6名（県3名、高松市3名）が新たに従事している。
- (3) 農業共済組合、県健康福祉部、高松市での就業状況に改善がみられるものの、再雇用や会計年度任用職員が占める割合が農業共済組合では23%、公務員では

15%と高い。産業動物分野の民間獣医師の新規参入がほとんどない状況のなか、将来も獣医師が十分確保されるか不安定な状況にある。

- (4) こうしたことから、令和12年度までに産業動物分野では農業共済組合で6名、公務員分野では39名を確保する必要がある。高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の強化、安全で良質な畜産物の安定供給、動物愛護管理の普及啓発等に的確に対応するため、家畜の飼養頭羽数や家畜の疾病の発生状況、犬猫収容数の状況、退職者数等を考慮し、産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師を計画的に確保していく必要がある。

表4 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保目標

分野別	平成23年 4月	令和2年 12月	令和12年 目標	退職等を考慮して、 新規に確保すべき人数
産業動物分野のうち 農業共済組合診療獣医師	24	22	22	6
本部	2	1	1	
東部	4	3	3	
中央	8	8	8	
(小豆支所)	1	1	1	
中部	4	4	4	
三豊	5	5	5	
公務員分野	99	105	109	39
高松市（衛生部局 県出向を含む）	15	20	20	2
県健康福祉部	37	42	42	15
県農政水産部	47	45	47	22

単位：名

※3 自衛防疫

家畜伝染病の発生防止のための自衛防疫は、家畜の生産者や関係団体等が、その経済活動の一環として、または社会的責務から自ら行うべきものであり、本県では、公益社団法人香川県畜産協会が、自衛防疫組織となっている。

2 産業動物分野及び公務員分野の獣医師の確保対策

現在、獣医系大学の新卒就業者のうち最も多い約40%が小動物分野を選択しており、職業選択において、学生生活になじみの少ない産業動物獣医師や公務員獣医師

が、魅力的な選択肢と考えられていないことが不足の原因の一つと考えられる。

(1) 獣医学生等に対する就業支援

- ① 獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政の理解を深められるよう、農業共済組合や県機関（家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等）において、臨床実習や研修、インターンシップの受入れ等を積極的に行う。
- ② 中国四国各県や獣医系大学等と連携を強め、産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政への理解につながる教育機会の拡大を図る。
- ③ 獣医系大学において、公益社団法人日本獣医師会と連携し、就業誘導のための合同説明会を開催する。
- ④ 児童・生徒を対象に、公益社団法人香川県獣医師会等と協力して、産業動物獣医師及び公務員獣医師の職業に興味をもてるよう、その役割、職場を紹介する「いのちの先生事業」を実施する。
- ⑤ 高校生、獣医学生に対し、必要に応じて、国の産業動物獣医師修学資金※4についてPR活動を強化し、その活用を促進する。

(2) 就業環境の改善

- ① 本県の農業共済組合や公務員分野における女性獣医師の占める割合は、平成23年に27%であったところ、35%に増加している。特に40歳以下では女性が40%を占め、その傾向が強いものの、全国的な獣医学生の男女割合は半々であることから考えると、まだ少ないと言える。今後、女性獣医師が増加し、就業した女性獣医師の定着を図る必要性を踏まえ、女性が積極的に活躍できる働きやすい環境づくりを推進する。
- ② 公務員獣医師の確保のため、初任給調整手当ての改善や受験年齢の緩和について対応してきところであるが、要求される行政サービスと責任に対し、給与水準が適正であるか等、さらに検討を重ねるとともに、育児や介護等による一時的な休職や勤務時間の制限に対応し、多様な働き方を認めることや、採用試験の複数回実施等の就職機会を増やすことについて検討を進める。また、新卒者等若い世代が希望をもって就職できるよう、老朽化した施設の改修、職場の再編整備によって人材を集中すること等を検討し、明るく活気ある魅力的な職場づくりを推進する。

(3) 再就職支援

家畜診療、家畜衛生及び公衆衛生行政に携わった経験の有無にかかわらず、意欲ある離職中の獣医師人材を活用すべく、産業動物分野及び公務員分野の再就職等の情報提供等を行う。

※4 国の産業動物獣医師修学資金

- ・畜産団体等が、国の補助金をもって、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合などに勤務し、産業動物獣医師を希望する獣医学生、一部高校3年生に修学資金を貸与する制度。
- ・国公立大学は月額10万円以内、私立大学は月額18万円以内。修学資金の給付を受けた期間の5/3等の期間勤務すると、返還免除。

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

効率的な診療体制整備を構築するため、県、市町、農業共済組合、農業協同組合、公益社団法人香川県獣医師会会員の診療施設等が有する機能及び業務の連携を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

- (1) 家畜保健衛生所は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止等の家畜防疫体制の強化を図るため、市町、農業共済組合、農業協同組合、公益社団法人香川県獣医師会、畜産関係団体と連携するものとする。
- (2) 家畜保健衛生所は、地域家畜防疫の拠点機関として、連携する組織を対象に、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生時に備え、「香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル」等に基づき、患畜等の殺処分・焼埋却、消毒などの防疫活動が迅速に実施されるよう、防疫演習、研修等を定期的実施する。また、国内外における家畜の伝染性疾病の発生状況や家畜衛生に係る最新の情報を迅速に提供する。
- (3) 家畜保健衛生所は、農業協同組合等と協力し、初動防疫活動に必要な消毒薬、防疫資材等を備蓄するとともに、初動以降の供給体制を整備する。
- (4) 平時から、緊急のワクチン接種や家畜伝染病発生時などの獣医師の不足に備えるため、地域の畜産関係団体や民間の獣医師と連携し、獣医師を確保することを検討する。

2 診療施設・診療診断機器の効率的利用

迅速で的確な診療を促進するため、農業共済組合の診療施設及び家畜保健衛生所の診療診断機器等については、当該施設間の連携・協力のもとで、相互利用を促進し、業務の提携を図る。特に、本県の産業動物の精密検査を担う、東部家畜保健衛生所病性鑑定室の機能は、産業動物診療のため広く利用できるものとする。

3 獣医療情報の提供システムの整備の検討

効率的な診療体制を確保する環境を整備するため、産業動物の獣医療に携わる機関・団体が相互の情報交換を図り、それぞれが有する臨床データや衛生検査成績、食肉・食鳥処理施設における食肉・食鳥衛生検査成績等の情報について、研究会の開催やデータベース化など、情報通信技術を用いて、相互に利用しやすい体制の整備を検討する。

第6 診療上必要な技術の研修の実施及び獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 産業動物分野

- (1) 産業動物診療分野に携わる新規獣医師に対し、公益社団法人香川県獣医師会等と連携し、実践的な診療技術や生産者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令、食の安全性等に関する知識・技術を習得する研修等への参加の促進を図る。
- (2) 診療獣医師を対象に、高度診療機器による診断・治療技術の習得のための研修や学会等への参加の促進を図る。

2 公務員分野

- (1) 国等が主催する講習会への参加を促進するとともに、伝達講習等を通じて、獣医療関係者への知識・技術の普及を図る。
- (2) 家畜衛生分野に携わる新規獣医師に対し、生産者とコミュニケーションをとりながら、畜産の現状、問題点、獣医師へのニーズ等を素早く把握する意識を醸成するため、生産現場での実習を実施する。
- (3) 重要な家畜伝染病の発生に的確に対応するため、家畜防疫員を対象に、診断技術研修を実施するとともに、高度な病性鑑定技術の習得を支援する。
- (4) 獣医系大学や国の研究機関等との共同研究を積極的に採択するとともに、職員の獣医学博士号の取得など既存の制度を支援する。また、家畜保健衛生業績に関する発表会の開催等を通じて、地域の獣医師への知識・技術の普及を図り、地域獣医療の技術向上を促進する。

3 小動物分野

- (1) 公益社団法人香川県獣医師会等は、小動物分野に携わる新規獣医師に対し、実践的な診療技術や飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、獣医療に関する法令、職業倫理や動物福祉の重要性を認識する機会を増やす。

- (2) 専門性が高く、適切な獣医療を提供するための体制整備を図るため、公益社団法人香川県獣医師会と連携し、飼育者とインフォームド・コンセント^{※5}の徹底や技術研修会、学会等への参加を促進する。

4 生涯教育

- (1) 公務員分野以外の診療に携わる獣医師が、獣医療技術や家畜伝染病、公衆衛生等に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、公益社団法人香川県獣医師会等が開催する各種研修・講習会、学会等への参加を促進し、各種の情報媒体を活用した教材の利用による研修を促進する。
- (2) 離職・休職中の獣医師を対象とした国の技術研修等への参加を促進し、獣医師としての活動を支援する。

※5 インフォームド・コンセント

正確な情報提供に基づいて、自己の責任で検査や治療などの医療行為を選択するという概念。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政における適切な獣医療を提供する体制の整備

- (1) 獣医療の各分野において、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任、生産者等から期待される獣医療の水準などの把握に努める。
- (2) 獣医療に対する社会的信用を高めるため、本県での獣医師の行政処分をなくし、コンプライアンスの徹底を啓発するとともに、獣医倫理について意識向上を図る。
- (3) 獣医療に対する監視指導體制を強化し、獣医療に関する相談窓口を県畜産課及び家畜保健衛生所に集約する。

2 飼育者への衛生知識の啓発・普及等

- (1) 産業動物分野、公務員分野においては、公益社団法人香川県獣医師会や公益社団法人香川県畜産協会等と連携し、生産者に対し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守^{※6}や、ワクチン接種などの自衛防疫、食品の安全性の確保等に関する知識の普及啓発を図る。
- (2) 小動物分野においては、「香川県動物愛護管理推進計画」等に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進するため、公益社団法人香川県獣医師会等と

連携し、小動物の飼育者に対し、動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行う。また、学校飼育動物の保健衛生指導や野生動物の保護・救済等により社会貢献の充実に推進する。

3 その他

- (1) 獣医療に対する県民の信頼を高めるため、獣医療に関わる機関・団体は、ホームページや広報誌など広報活動を強化し、獣医療の果たす役割に関する県民の理解や、飼育者の衛生知識の啓発に努める。
- (2) 本計画及び診療施設整備計画に基づき、産業動物診療施設の整備を推進する場合、株式会社日本政策金融公庫からの農林漁業施設資金の融資^{※7}の活用を支援する。
- (3) 愛玩動物看護師制度の導入に向け、獣医師と愛玩動物看護師の連携について必要な情報を収集し、提供する。
- (4) 島しょ部である小豆地域においても、産業動物獣医療を十分に提供する体制を維持していくため、情報通信機器などの活用による遠隔診療導入などの情報を積極的に収集し、活用を検討する。

※6 飼養衛生管理基準の遵守

農林水産大臣が、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき最低限の基準として定めている。家畜の所有者に基準の遵守を義務付け、遵守しない所有者に対しては、指導・助言・勧告・命令の行政指導を行う。

※7 日本政策金融公庫からの資金の貸付け

(獣医療法第15条) 日本政策金融公庫は、(中略)、都道府県知事の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。